

訪問看護重要事項説明書
 <令和3年4月1日現在>

(1)介護保険利用料金

特別地域加算 1単位=11,40円

【訪問看護費(1回につき)】 法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割

項目		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	313	3568円	357円	714円	1071円
	30分未満	470	5358円	536円	1072円	1608円
	30分以上1時間未満	821	9359円	936円	1872円	2808円
	1時間以上1時間30分未満	1125	12825円	1283円	2565円	3848円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	293	3340円	334円	668円	1002円

注① 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 上記単位の10%減

注② 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位の10%減

注③ 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位の15%減

注④ 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位の10%減

注⑤ 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位の25%増

注⑥ 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位の50%増

【その他加算】

項目		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2895円	290円	579円	869円
	30分以上 1回につき	+402	4582円	459円	917円	1375円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3420円	342円	684円	1026円
緊急時訪問看護加算	1月につき	+574	6543円	655円	1309円	1963円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5700円	570円	1140円	1710円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2850円	285円	570円	855円
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2000	22800円	2280円	4560円	6840円
初回加算	1月につき	+300	3420円	342円	684円	1026円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6840円	684円	1368円	2052円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	2850円	285円	570円	855円

【介護予防訪問看護費(1回につき)】

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

項目	単位数	利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
指定訪問看護ステーションの場合	20分未満	302	3442円	345円	689円	1033円
	30分未満	450	5130円	513円	1026円	1539円
	30分以上1時間未満	792	9028円	903円	1806円	2709円
	1時間以上 1時間30分未満	1087	12391円	1240円	2479円	3718円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)※1日 3回以上の場合は50/100	283	3226円	323円	646円	968円

- 注① 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 上記単位の10%減
- 注② 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位の10%減
- 注③ 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位の15%減
- 注④ 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位の10%減
- 注⑤ 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位の25%増
- 注⑥ 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位の50%増
- 注⑦ 理学療法士等による訪問の場合(1回につき):利用開始日の属する月から12月超で介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算

【その他加算】

		単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満1回につき	+254	2895円	290円	579円	869円
	30分以上1回につき	+402	4582円	459円	917円	1375円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3420円	342円	684円	1026円
緊急時訪問看護加算	1月につき	+574	6543円	655円	1309円	1963円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5700円	570円	1140円	1710円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2850円	285円	570円	855円
初回加算	1月につき	+300	3420円	342円	684円	1026円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6840円	684円	1368円	2052円

- 注① 介護保険に係る利用者負担金(費用全体の1~3割)
- 注② 運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- 注③ 運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(2) 医療保険利用料金(1回につき) 【 】内は准看護師が行った場合

		料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ (看護師等:週3日まで)		5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
基本療養費Ⅰ (看護師等:週4日以降)		6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアにかかる専門的な研修を受けた看護師による場合		12,850円			
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	看護師等: 週3日まで	5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
	看護師等: 週4日以降	6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人訪問した場合)	看護師等: 週3日まで	2,780円【2,530円】	280円【250円】	560円【510円】	830円【760円】
	看護師等: 週4日以降	3,280円【3,030円】	330円【300円】	660円【610円】	980円【910円】
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。		

注① 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

注② 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

項目		料金	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7,440円	750円	1,490円	2,230円
訪問看護管理療養費	月の2日目以降	3,000円	300円	600円	900円

注 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、算定する。

【各種加算】

項目	利用料金 (単位:円)	1割	2割	3割
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)※	4,500円	450円	900円	1,350円
2. 難病等複数回訪問加算(1日3回以降)※	8,000円	800円	1,600円	2,400円
3. 24時間対応体制加算	6,400円	640円	1,280円	1,920円
4. 緊急訪問加算(1日につき)	2,650円	270円	530円	800円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
7. 特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円
8. 特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
9. 訪問看護情報提供療養費1(1月につき)	1,500円	150円	300円	450円
10. 訪問看護情報提供療養費2(1月につき)	1,500円	150円	300円	450円
11. 訪問看護情報提供療養費3(1月につき)	1,500円	150円	300円	450円
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円
13. 長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
14. 退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
15. 退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
16. 在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
17. 乳幼児加算(1日につき)	1,500円	150円	300円	450円
18. 看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円
19. 複数名訪問看護加算/看護師等(週1回)※	4,500円	450円	900円	1,350円
20. 複数名訪問看護加算/准看護師(週1回)※	3,800円	380円	760円	1,140円
21. 複数名訪問看護加算/看護補助者(週3回)※	3,000円	300円	600円	900円
22. 複数名訪問看護加算/看護補助者(1日複数回)	1日1回:3,000円 1日2回:6,000円 1日3回以上 :10,000円	300円 600円 1,000円	600円 1,200円 2,000円	900円 1,800円 3,000円
23. 早朝・夜間訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円
24. 深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円
25. 特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円

※いずれも同一建物内1名の場合の料金です。同一建物2人以上の料金については、別途ご案内いたします。

注① 医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1~3割)

注② 運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

注③ 運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

【同一建物内 料金表】

加算名	種別	同一建物内 1人	同一建物内 2人	同一建物内 3人以上	
難病等複数回数訪問加算	1日に2回	4,500円	4,500円	4,000円	
	1日に3回以上	8,000円	8,000円	7,200円	
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円	4,500円	4,000円	
	准看護師	3,800円	3,800円	3,400円	
	看護補助者 (下記以外)	3,000円	3,000円	2,700円	
	看護補助者 (別表7・8、特指示)	1日1回	3,000円	3,000円	2,700円
		1日2回	6,000円	6,000円	5,400円
1日3回以上		10,000円	10,000円	9,000円	

注 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

(3)精神科訪問看護

項目			精神訪問看護基本療養費 I			
			料金	1割	2割	3割
保健師、看護師、又は 作業療法士による場合	週3回目まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
		30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4回目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
准看護師による場合	週3回目まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円
		30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円
	週4回目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円
		30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円

項目			精神科訪問看護基本療養費Ⅲ							
			同一日に2名				同一日に3名以上			
			料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割	3割
保健師、看護師、又は作業療法士による場合	週3回目まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円	2,130円	210円	430円	640円
		30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円	2,780円	280円	560円	830円
	週4回目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	2,550円	260円	510円	770円
		30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円	3,280円	330円	660円	980円
准看護師による場合	週3回目まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円	1,940円	190円	390円	580円
		30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円	2,530円	250円	510円	760円
	週4回目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円	2,360円	240円	470円	710円
		30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円	3,030円	300円	610円	910円

入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働省が定める特掲診療料の施設基準等・別表七、八については2回まで)に限り算定します。		精神訪問看護基本療法費Ⅳ			
		料金	1割	2割	3割
		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7,440円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。		
訪問看護管理療養費	月の2日目以降	3,000円			

【各種加算】

項目	利用料金 (単位:円)			
	料金	1割	2割	3割
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)	4,500円	450円	900円	1,350円
2. 等複数回訪問加算(1日3回以降)	8,000円	800円	1,600円	2,400円
3. 時間対応体制加算	6,400円	640円	1,280円	1,920円
4. 緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	270円	530円	800円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
7. 特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円
8. 特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
9. 訪問看護情報提供療養費1(1月つき)	1,500円	150円	300円	450円
10. 訪問看護情報提供療養費2(1月つき)	1,500円	150円	300円	450円
11. 訪問看護情報提供療養費3(1月つき)	1,500円	150円	300円	450円
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円
13. 長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
14. 精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者: 8,400円 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者: 5,800円			
15. 退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
16. 退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
17. 在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円
18. 乳幼児加算(1日つき)	1,500円	150円	300円	450円
19. 看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円
20. 複数名訪問看護加算/看護師等(1日複数回)	1日1回:4,500円 1日2回:9,000円 1日3回以上:14,500円	450円	900円	1,350円
21. 複数名訪問看護加算/准看護師(1日複数回)	1日1回:3,800円 1日2回:7,600円 1日3回以上:12,400円	380円	760円	1,140円
22. 複数名訪問看護加算/看護補助者(週1回)	3,000円	300円	600円	900円
23. 深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円
24. 特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円

(4) その他の費用

交通費	介護保険による介護サービスの場合は不要です。 ※通常実施地域以外の地域の場合は、1キロメートルにつき 120 円(外税)のご負担となります。 (公共の交通機関使用は実費)
衛生材料費	患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。 ※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。
死後の処置料	
※このサービスは指定訪問看護とは別のサービスになります。 ※おむつ代・エンゼルケアセット費用含む	20,000 円(外税)
訪問看護時間が 90 分を超えた場合(保険適用としない場合)	4,500 円(外税)/30 分毎

(5) 請求方法、支払方法及び留意事項

【請求方法及び支払方法】

利用者負担金(その他の費用含む)は、翌月の 15 日すぎに請求書をお送りします。お支払方法は口座引き落としにてご指定口座から当月分を翌月 27 日にお引落しいたします。前日までに残高のご確認をお願いいたします。お引落しができない場合は、指定の方法または現金、口座振り込みでお支払いください。

【留意事項】

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の 1 割から 3 割がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の範囲を超えたサービス利用料金は全額自己負担となります。※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が 3 割負担となることがあります。
利用者負担金	上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。
保険料の滞納	介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
サービス提供証明書 領収書	利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
その他費用	サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、すみやかに事業所までご連絡下さい。サービス利用日の当日キャンセルされる場合は 1,000 円のキャンセル料がかかりますのでご注意下さい。※緊急な入院などのやむを得ない事情についてはキャンセル料を頂きません。
支払証明書	領収書は再発行いたしかねますので、大切に保管してください。領収書を紛失された場合は、支払証明書 500 円(外税)にて発行

